

再生可能エネルギー投資のニューマネー創出 ～緑の贈与：年間30兆円規模の贈与・相続マネーを 再エネ投資へ～

背景・目的

世界的に炭素・資源制約が強まる中、今後グリーン経済を実現するための投資（グリーン投資）を大規模に増やす必要が指摘されている。しかし、財政悪化という先進国共通の課題により、従来のように公的資金のみに依存することは困難であり、資金調達グリーン経済実現のボトルネックとなる可能性がある。日本では、毎年4兆円以上の民間資金が再生可能エネルギー関連事業に投資され、2012年以降の再生エネルギー固定価格買い取り制度（FIT）がこのトレンドを押し上げている。

他方、再生可能エネルギーの大規模普及には約40兆円もの資金が必要とされ、そのような大規模なグリーン投資を如何に調達するかは大きな課題となっている。また、グリーン投資には、収益追求型の短期的資金よりも長期的な視点での運用が可能となる資金が求められていることも認識すべきであろう。そのため、本セッションは、公的資金に一定の役割を求めつつも、如何に大規模かつ長期的資金を民間から調達できるか否かが、グリーン経済実現への重要な鍵であるという点に焦点を当て、個人貯蓄を再生可能エネルギーへの長期的投資に向かわせる呼び水として、新たにIGESが提唱している「緑の贈与」政策に特化し議論を行った。「緑の贈与」とは、祖父母から孫に贈与を行う際、再生可能エネルギーの投資にこの贈与金が利用される際、税の控除が受けられるようにする政策である。¹「緑の贈与」は現物の他、信託銀行等機関を利用することも視野に入れている。本セッションでは、「緑の贈与」が、緑の投資を多額で長期的なものに押し上げ、贈与税の非課税が、再生可能エネルギー投資の呼び水になると結論付けた。

[挨拶]

加藤 修一 前参議院議員

[モデレーター]

小林 光 慶応義塾大学大学院（政策・メディア研究科）兼 環境情報学部教授（元環境事務次官）

[スピーカー]

植田 和弘 京都大学大学院経済学研究科長・教授

相 幸子 三菱UFJ信託銀行株式会社フロンティア戦略企画部副部長兼環境室室長

小林 雅弘 イオンデモライト株式会社環境事業本部環境ソリューション部部长

チュン・ラエ・クウォン 国連アジア太平洋経済社会委員会（UNESCAP）環境開発部部长

リチャード・オッペンハイム 駐日英国大使館環境・エネルギー部部长 / 一等書記官

1. 緑の贈与は、2013年夏に施行された教育用資金の非課税制度に類似し、再生可能エネルギー関連のインフラに投資される場合、祖父母から孫への贈与金が非課税になる政策である。IGESが提唱しており、日本政府は現在検討中の段階である。

主要メッセージ

- 日本政府は、投資家の投資意欲に応えるため、投資家に安心を与えるためにも、確固たるエネルギー政策のロードマップを示す必要がある。
- 「緑の贈与」スキームは、短期的利益にならずとも、孫には投資を行いたいという、預貯金が多い祖父母世代の潜在的な需要に合致している。
- 税の優遇は、投資資金を底上げするに有効な方で、信託協会も支援をしている。税収の減少を心配する人も一部にいるが、研究の結果、「緑の贈与」が投資を促進することによる税収の増加が見込まれ、全体的には税収が増加すると分析されている。
- 「緑の贈与」は、再生可能エネルギーをより多く利用する社会に向けた、パッケージ型政策の一部として期待が大きい。納税者、再生可能エネルギー関連機器の製造・サービス提供者、環境にとってWin-winの関係を作る目的を果たすと考えられる。

発表・議論の概要

小林光氏は、セッション冒頭のプレゼンテーションで、一シニア世代としての意見を述べた。シニア世代は、預貯金を持っていても、今日の不安定な社会保障制度を考えた際、長期的投資を躊躇する傾向がある。政治がエネルギー政策により確固たる決意を示せば、より多くの人々が再生可能エネルギーに投資をするだろう。より多くの資金が再生可能エネルギーに投資された場合、投資が利益をもたらし、「緑の贈与」は納税者、再生可能エネルギー関連機器の製造・サービス提供者、環境にとってWin-winの関係を作る。

植田氏は、「緑の贈与、その仕組みと役割」と題した発表の中で、一市民の良心が具現化された政策に変換されることの重要性を指摘するとともに、緑の贈与がまさにこの目的に適った政策であると述べた。シニア世代は十分な個人貯金を有するが、自らの短期的投資に利用したいと考える人も少なくない。しかし、この例外が、孫への投資であるという調査結果を紹介した。「緑の贈与」は実経済によい影響を与え、世代間連帯を生み、緑の成長を促進する。再生可能エネルギーが、化石燃料や原子力と異なり、唯一地産地消できるエネルギーというユニークな特長を有している点も強調した。

チュン氏は、税の中立性の重要性と共に、「緑の贈与に関する法律が日本の国会を通過すれば、アジアの他の諸国も見習うことができる革新的な政策となる」と歓迎した。

オッペンハイム氏は、長期的利益を保障するパッケージ型の政策が必要であると述べた。

相氏は、税の優遇が、既存の再生エネルギーへの投資意欲を盛り上げるとし、市場の大きさと社会へのインパクトを確認した。今夏には既に、祖父母から孫への教育資金のための贈与金に対する贈与税の非課税制度が開始されており、近年稀にみる大ヒット商品となっていることに言及をした。相氏は、「緑の贈与」も類似的な効果と機会を創出すると述べた。なお、「緑の贈与」は、再生可能エネルギー投資用の贈与金が贈与された際に非課税される方法のほか、エクイティ、債券等の形で、信託銀行を通じて贈与することが可能と説明した。

小林雅弘氏は、同社にとって、エネルギー利用の減少が直接ビジネスコストの減少につながり、ショッピングセンター等での再生可能エネルギー設置に顧客が投資を行うなど新たなビジネス展開も考えており、「緑の贈与」が一層この流れを盛り立ててくれると期待した。

パネルディスカッションでは、「緑の贈与」が経済活性化に一役買い、こうした新しい資金の流れを作る上で、政策が投資家に長期的な投資を行う安心を与える必要性を確認し、幕を閉じた。